

令和 8 年 ● 月 ● 日
統計委員会評価分科会

【事務局案】

季節調整におけるプログラムの適用について

我が国の公的統計において採用されている季節調整プログラムについて、統計技術的観点から状況を取りまとめ、評価を行った。その結果に基づき、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」（平成 23 年 3 月 25 日付総務省告示第 96 号）を踏まえつつ、以下のとおり考え方をとりまとめる。

1 サポートが終了したプログラムからの早期切替の必要性

我が国の公的統計においては、季節調整に際して、米国商務省センサス局によって開発されたプログラムが最も広く用いられており、当該プログラムは、国際的にも広く適用されている。

センサス局における現行の季節調整プログラムは、平成 23（2011）年にリリースされた、X-13ARIMA-SEATS であり、それ以前のバージョンについては、公開が終了している。

一方で、現時点の我が国の公的統計においては、X-12-ARIMA 等、従前のバージョンを用いているものが多く見受けられる。

終了したプログラムに対する、センサス局のアップデートは見込まれないことから、我が国の公的統計においても、X-13ARIMA-SEATS など、現在進行形で提供元による保守管理が行われているプログラムへ移行することが期待される。

2 プログラムの移行における留意事項

プログラムに移行に際しては、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」を踏まえ、以下の点に留意することが望ましい。

- （1）適用の検討に当たっては、プログラムの変更が集計結果に及ぼす影響について検証を行うとともに、利用者に対して十分な説明を行い、透明性のある方法により公表する。
- （2）移行のタイミングについては、上記検証の期間に加え、追加の事務負担や手続を軽減する観点から、対象となる統計に係るその他の見直しや改定等の機会を総合的に勘案し、柔軟かつ円滑な移行を実現できるよう検討する。